

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜） 民法

出題趣旨

未成年者のした法律行為について、本人や法定代理人が、それを取り消すことができるということは、基本知識として知っていると思うが、それが第三者を当事者とする契約にどのような効力を及ぼすか、また、支払われた金銭は引き渡された商品についてどのような後始末が行われるかをきちんと考えていることは少ない。

本問は、このような問題について、論理的に詰めて考える能力をというものである。

まずは、Aが、本件の英会話教材の購入契約を取り消すことができるのは明らかである。この際、Aが未成年者であること（民4条）、未成年者の法律行為は法定代理人の同意がないときは取り消すことができること（民5条1項、2項）、親権者は法定代理人であること（民824条）をきちんと指摘したい。なお、Aの支払いが民法5条3項後段の「処分を許した財産」の処分に該当する可能性を論じることは加点事由となる。

しかるに、Cは、Bの請求に応じて保証債務を履行している。保証人が、主債務についての取消権を主張できるか、については、議論がいろいろある（民120条、449条の解釈、あるいは、取消権はないが、取消権がAの側にある間は、履行拒絶ができるなど）。いずれにせよ、取り消されるまでは有効な主債務が存在しているのは確かであり、仮に、Cに取消権・履行拒絶権を認めるとしても、それを行使しなければならないわけではなく、Cは有効に保証債務を履行することができる。

すると、CはAに求償したくなるが、Aが取消権を行使すると、A B間の売買契約の効力は遡及的に消滅するから（民121条）、主債務は遡及的に存在しないことになる。したがって、求償はできない（これができるとすると、Aの取消権を無力化することは簡単である）。そこで、Cは、Bに対して、不当利得返還請求権を行使することになるが、Bが、Aの年齢について悪意であるか、つまり、取消権があることを知っているかによって、不当利得の範囲が変わってくると思うかもしれない（民703条、704条）。しかし、仮に、AがBに弁済し、取消し後、Bに返還を求めたときは、善意・悪意とは無関係に全額の返還をすべきことになる。有償行為なので、民法121条の2第2項が適用されず、現存利益への制限がなされず、同条1項が適用されるからである。そうすると、保証人による弁済のときに、善意の債権者は民法704条の適用を受けるとするのも、少しいかかと思う。このあたりは解釈の余地があろう。

なお、Cが、Aの年齢を知っているときは、民法449条の適用により、Cの保証は独立保証となり、Aに求償できないのではないかと、ということも問題になる。もっとも、独立した債務を負担するという意思があったとするのは推定にすぎないので、Cの年齢を考えると、そこまでの意思がCにあったとは考えられないという評価も可能である。

次に、Bは、Aに引き渡した英会話教材の返還をAに請求できる（民法121条の2第1

項)。ところが、Aは、行為時に制限行為能力者であったので、現存利益の返還債務になる（同条2項）。したがって、開封して、いろいろ傷が付いていても、あるいは、書込がしてあっても、そのまま返せばよいことになる。

なお、全体として、Cは、Aの委託を受けた保証人でないことに注意。委託を受けた保証人であれば、また違いが出てくる。

採点基準

- | | |
|------------------------------------|----|
| ① Aが、本件の英会話教材の購入契約を取り消すことができることの指摘 | 6点 |
| ② 民法4条、5条、824条等の指摘 | 4点 |
| ③ Bが保証債務をその時点では有効に履行できることの指摘 | 6点 |
| ④ CのAに対する求償権は否定されることの指摘 | 4点 |
| ⑤ CのBに対する不当利得返還請求権の指摘（民449条の指摘も含む） | 7点 |
| ⑥ ⑤の不当利得返還請求権の範囲 | 5点 |
| ⑦ BがAに対して英会話教材の返還を請求できることの指摘 | 6点 |
| ⑧ 上記返還請求権が現存利益に限定されること | 3点 |
| ⑩ その他（民5条3項の検討、印象点を含む） | 9点 |

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜） 商法

【出題趣旨】

本問は、取締役（役員等）の第三者に対する責任（会社法429条1項、以下法令名略）に関する出題である。429条に基づく取締役の第三者に対する責任の問題は、会社法上の基本論点であり、裁判例も多く集積している。本問は429条の趣旨、意義を踏まえ、事案に即して、複数の取締役（本問A・B・C）の責任について検討することが求められる。

まず検討にあたっては、429条1項の責任発生要件について整理する必要がある。同項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」と規定する。このうち「職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」の意義については、解釈上の争いがある。判例（最判昭和44年11月26日）及び通説は、429条の責任の性質につき、株式会社の役員等の権限行使が第三者に与える影響に鑑み、「第三者保護の見地から定められた法定責任」と解した上で、「職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」の意義につき、役員等の悪意又は重過失による任務懈怠がある場合であると解する。そしてこうした役員等の任務懈怠と相当因果関係がある損害に対して、役員等は責任を負うものとする。通説・判例と異なる立場からは、上記とは異なる要件解釈がなされることになるので注意を要する（なお、通説・判例とは異なる立場であっても適切に言及できていれば評価する）。

以上の要件整理に基づき、具体的な事案に照らし、A、B、Cの責任について検討する。本問は、「Aが行った投資損失→会社の倒産→債権回収不能による損害」ということから、いわゆる「間接損害」類型の事案である。そのことを踏まえ、Aらの（悪意・重過失による）任務懈怠が認められるかどうかを中心に検討することが求められる。

Aは、甲社の資産運用の目的で暗号資産 α への投資を行っている。会社においてその資産運用の目的で投資を行うこと自体は差し支えないものの、①総資産の30%にあたる3億円を独断で投資していること（cf）362条4項1号参照）、②投資対象がリスクの高い暗号資産であったこと、などの点において、取締役としての善管注意義務違反が認められる可能性がある。そこでこのような投資にあたり、取締役として求められる注意義務の程度に照らし、同人に任務懈怠が認められるかどうかに関及することが求められる。

次にBであるが、Bは直接投資に関わったわけではない。もっとも取締役の善管注意義務には、他の取締役等への監視義務も含まれる（362条2項2号参照）。そこでBにこのような監視義務違反が認められるかどうかにつき、③Aが創業者であり、甲社株式の70%を保有しているワンマン経営者であること、④他方、Bが暗号資産 α の危険性を認識していたこと、などを踏まえ、Bが採り得たであろう対応策を示し、同人の監視義務違反の検討を行う必要がある。

最後にCであるが、Cはいわゆる「名目的取締役」である。そこでこのような名目的取締役につき、監視義務違反（という任務懈怠）があるとして、429条の責任を追及できるかどうか問題となる。学説においては、名目的取締役であっても「取締役」である限りにおいて監視義務を負うものとして、必要な監視義務を尽くしていない以上、任務懈怠が認められるとする見解が有力である。もっとも下級審裁判例では、名目的取締役の態様に照らし、損害との相当因果関係を否定する、ないしは重過失はないものとする、といった理由により、429条の責任を否定する例もある。本問において、⑤Cは一度も取締役会に出席したことがない（実態がない）、⑥無報酬である、といった事情を踏まえ、Cの任務懈怠について検討することとなる。

なお、検討の中心は上記のようにAらの任務懈怠の有無におかれるが、429条の責任が認められるためには、相当因果関係など他の要件を充足するか否かについても言及していることが必要である。

【配点】 50点満点の場合

- (1)論点の指摘（429条1項に基づく責任の問題であることの指摘） **【3】**
- (2)429条1項の趣旨、性質及び要件の整理 **【10】**
 - (a)429条1項の趣旨及び性質 (5)
 - (b)429条1項の要件整理 (5)
- (3)Aの任務懈怠 **【10】**
 - Aの負っている善管注意義務等の内容 (4)
 - 暗号資産αに投資を行ったことの法的評価 (6)
- (4)Bの任務懈怠 **【10】**
 - Bの負っている善管注意義務（監視義務）の内容 (4)
 - Bの態様に照らした法的評価 (6)
- (5)Cの任務懈怠 **【8】**
 - 名目的取締役の負っている義務の内容 (4)
 - Cの態様に照らした法的評価 (4)
- (6)相当因果関係など他の要件に対するあてはめ **【4】**
- (7)文章力など **【5】**

以上

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 民事訴訟法（早期卒業・開放型選抜）

【出題の趣旨】

本問は、早期卒業して法科大学院に既修者として進学できるための基礎知識の有無を測るための基本的事項として、弁論主義の第1則について、その内容、趣旨、適用範囲、および事案への当てはめの当否を問う。解答においては、本訴の訴訟物が何かを明示した上で、原告の主張とそれに対する被告の認否反論を各請求原因事実または抗弁を指摘して整理することがまず叙述されなければならない。次に、当事者が主張した事実に鑑みて、裁判所がした判決の内容が、「裁判所は当事者が主張しない事実を判決の基礎にしてはならない」という弁論主義第1則に反しないかどうかについて、この原則の趣旨および適用対象を説明して、述べられなければならない。

本問の事例について見るならば、本訴は、XのYに対する甲土地の所有権確認請求であり、訴訟物は甲土地の所有権である。Xはその訴訟物の請求原因として、(a)として、死亡時点において甲土地がAの遺産に含まれ、本件遺言書によりXがAの遺産を包括承継したこと、を主張している。これに対して、Yは(a)を否認した。それに加えて、Yは、(b)として、Aはその死亡前に甲土地をYに贈与して所有権を失ったことを主張した。これはAの所有権を失わせる抗弁となる。これに対して、Xは(b)の事実を争っていた((c))。当事者の主張はこのように整理できる。

これらの当事者の主張事実に基づいて、裁判所は争点となった(b)の事実についてYの主張をいれてその存在を認定したが(①)、さらに、Yへの贈与が負担付贈与であり、Aによって解除されたという事実を認定した(②)。裁判所のこれらの事実認定に従うならば、結局、Aの死亡時にはAが甲土地を所有していると認定できる。そうであれば、Xが本件遺言に基づき甲土地の所有権を相続によって取得したと言えるので、裁判所はXの請求を認容する判決を言い渡すことができそうである。

しかし、この判決について疑問なのは、②については、XもYも口頭弁論において明確に主張していなかったことである。(b)がYの抗弁であり、②が再抗弁となる主要事実であるならば、裁判所が②に基づいて請求認容判決をすることは、弁論主義第1則に違反するとして評価されなければならない。あるいは、裁判所はXの(c)の主張または証拠資料から、②の判断を導くことが可能であるとしても、(c)が再抗弁としての②の事実を主張する趣旨のものであったのかについてXに釈明をさせることが必要な場合もある。本問では、これらの事項について検討して解答されることが望まれる。配点(満点50点)は次の通り。

- (1) 本訴の訴訟物の明示 (5点)
- (2) XとYの各主張事実とその認否反論の整理 (20点)
- (3) 弁論主義第1則の趣旨(定義)と適用対象 (10点)

(4) (c) から②を認定することが、弁論主義第1則に反するか (10点)

(5) 裁判所の積明義務 (5点)